

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十五号

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第四十四条第一項第二号中「事業所母集団データベース」の下に「に記録されている情報」を加え、同条第七項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

第四十四条の三第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第五十条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第四十四条の三第二項の改正規定は公布の日から、第四十四条第一項第二号の改正規定は同法附則第一条第四号に掲げる規定（同法附則第四十六条の規定に限る。）の施行の日から施行する。